

第3号議案

上下高等学校，東城高等学校及び湯来南高等学校の今後の在り方について

上下高等学校，東城高等学校及び湯来南高等学校の今後の在り方について，次のとおり提案します。

令和4年8月8日

広島県教育委員会教育長 平 川 理 恵

1 提案の要旨

全校生徒数が2年連続して80人未満となった上下高等学校，東城高等学校及び湯来南高等学校の今後の在り方に係る「対応方針」について，別紙1～3のとおり定める。

2 根拠規定

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（教育委員会の職務権限）

第21条 教育委員会は，当該地方公共団体が処理する教育に関する事務で，次に掲げるものを管理し，及び執行する。

（略）

(5) 教育委員会の所管に属する学校の組織編制，教育課程，学習指導，生徒指導及び職業指導に関すること。

（略）

上下高等学校の今後の在り方について

1 「対応方針(案)」

学校活性化地域協議会(以下「協議会」という。)において、「対応方針(素案)」を提示し、意見を聴取したところ、学校の活性化や生徒数の確保に向けて、改めて強い思いが示されるなど、新入学生徒数や全校生徒数の確保が期待できることから、上下高等学校の今後の在り方に係る「対応方針」について、次のとおり定める。

- 上下高等学校については、地元中学校との積極的な連携等により、地元中学校からの進学率が回復傾向にあり、引き続き、府中市や地元地域等の支援を受けながら、学校の更なる活性化や地元中学校との連携強化を図ることなどにより、新入学生徒数や全校生徒数の確保が期待できる。
- 同校については、令和5年度に、全校生徒数が80人以上(令和5年5月1日時点)となることが望ましいが、新入学生徒数が40人の場合でも、全校生徒数は最大74人に止まる。他方、令和5年度の新入学生徒数が29人以上であれば、令和6年度に、新入学生徒数を一定数確保することで、全校生徒数が80人以上となる。
- こうした状況を踏まえ、協議会で示された取組に注力し、学校の活性化等に向けて取り組むことで、令和6年度の全校生徒数が80人以上(令和6年5月1日時点)となることを目指す。
ただし、令和5年度の全校生徒数が一定数に達しない場合には、新入学生徒数の状況等を踏まえ、令和6年度の生徒数の状況を待たず、今後の学校の在り方を検討する。

2 「対応方針(素案)」に対する協議会の主な意見(概要)

- 「対応方針(素案)」において、令和6年度まで、学校の活性化等に向けて取り組むことを認めていただいたことは感謝しているが、令和5年度に、29人以上の新入学生徒を確保しなければならず、厳しい状況には変わらない。これからの1年間が極めて重要であり、協議会としても覚悟を決めて、まずは29人を達成できるよう、できる限りのことを精一杯やっていく。
- 子供たちの希望を叶えられる学校を、この地域に残すことが子供たちの幸せになる、そのために上下高等学校を残していくんだというストーリーで、地域全体の問題として、全員が応援団となって取り組んでいきたい。

【参考】上下高等学校の状況

- 上下地域の公立学校児童生徒数(令和3年5月1日現在)

中学校 卒業年月	令和4年 3月	令和5年 3月	令和6年 3月	令和7年 3月	令和8年 3月	令和9年 3月	令和10年 3月	令和11年 3月	令和12年 3月
令和4年度 の学年	高等学校 1年	中学校 3年	中学校 2年	中学校 1年	小学校 6年	小学校 5年	小学校 4年	小学校 3年	小学校 2年
児童生徒数 (増減)	28 (-)	30 (+2)	39 (+9)	23 (▲16)	28 (+5)	23 (▲5)	25 (+2)	21 (▲4)	24 (+3)

- 令和4年度の全校生徒数及び令和5年度・6年度の全校生徒数の見通し

- ・ 令和4年度全校生徒数：59人(第1学年：11人，第2学年：23人，第3学年：25人)
- ・ 令和5年度に、新入学生徒数が40人となった場合でも、全校生徒数は最大74人に止まる。
- ・ 令和6年度に、全校生徒数が80人以上となるためには、令和5年度・6年度の2年間で、新入学生徒数を69人以上確保する必要がある。

■令和5年度・6年度の全校生徒数の見通し

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1学年	11人	α	β
2学年	23人	11人	α
3学年	25人	23人	11人
合計	59人	34人+α	80人

東城高等学校の今後の在り方について

1 「対応方針(案)」

学校活性化地域協議会(以下「協議会」という。)において、「対応方針(素案)」を提示し、意見を聴取したところ、学校の活性化や生徒数の確保に向けて、改めて強い思いが示されるなど、新入学生徒数や全校生徒数の確保が期待できることから、東城高等学校の今後の在り方に係る「対応方針」について、次のとおり定める。

- 東城高等学校については、生徒の大半が地元中学校からの進学者という状況の中、地元小・中学校との緊密な連携等により、地元中学生が前年度から大きく減少する中であっても入学者数が増加するなど、引き続き、庄原市や地元地域等の支援を受けながら、学校の更なる活性化や地元小・中学校との連携強化を図ることなどにより、新入学生徒数や全校生徒数の確保が期待できる。
- 同校については、令和5年度に、新入学生徒数が36人以上であれば、全校生徒数が80人以上(令和5年5月1日時点)となるが、他方、35人以下の場合でも、令和6年度に、新入学生徒数を一定数確保することで、全校生徒数が80人以上となる。
- こうした状況を踏まえ、協議会で示された取組に注力し、学校の活性化等に向けて取り組むことで、令和6年度の全校生徒数が80人以上(令和6年5月1日時点)となることを目指す。
ただし、令和5年度の全校生徒数が一定数に達しない場合には、新入学生徒数の状況等を踏まえ、令和6年度の生徒数の状況を待たず、今後の学校の在り方を検討する。

2 「対応方針(素案)」に対する協議会の主な意見(概要)

- 「対応方針(素案)」の内容は、地域の思いや実情に配慮いただいたものだと感謝している。これで安心することなく、来年度の新入学生徒数36人以上、全校生徒数80人以上という目標の達成に向けて、庄原市や地域、学校が一丸となって、これまで以上に積極的に取組を進めていく。
- 地元進学率を上げることは非常に大変なことであり、来年度、新入学生徒数36人以上という数字は厳しい目標だということを、皆で認識して取り組んでいく必要がある。東城高等学校が中学生や保護者にとって進学したい魅力ある学校となるよう、高校の努力はもちろん、地域を挙げてしっかりと支援していきたい。

【参考】東城高等学校の状況

- 東城地域の公立学校児童生徒数(令和3年5月1日現在)

中学校 卒業年月	令和4年 3月	令和5年 3月	令和6年 3月	令和7年 3月	令和8年 3月	令和9年 3月	令和10年 3月	令和11年 3月	令和12年 3月
令和4年度 の学年	高等学校 1年	中学校 3年	中学校 2年	中学校 1年	小学校 6年	小学校 5年	小学校 4年	小学校 3年	小学校 2年
児童生徒数 (増減)	45 (-)	66 (+21)	49 (▲17)	47 (▲2)	52 (+5)	47 (▲5)	47 (0)	53 (+6)	37 (▲16)

- 令和4年度の全校生徒数及び令和5年度・6年度の全校生徒数の見通し

- ・ 令和4年度全校生徒数：66人(第1学年：23人，第2学年：21人，第3学年：22人)
- ・ 令和5年度に、新入学生徒数が36人以上で全校生徒数が80人以上となる。
- ・ 令和6年度に、全校生徒数が80人以上となるためには、令和5年度・6年度の2年間で、新入学生徒数を57人以上確保する必要がある。

■令和5年度・6年度の全校生徒数の見通し

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1学年	23人	α	β } 57人
2学年	21人	23人	α } 以上必要
3学年	22人	21人	23人
合計	66人	44人+ α	80人

湯来南高等学校の今後の在り方について

1 「対応方針(案)」

学校活性化地域協議会（以下「協議会」という。）において、「対応方針(素案)」を提示し、意見を聴取したところ、学校の活性化や生徒数の確保に向けて、改めて強い思いが示されるなど、新入学生徒数や全校生徒数の確保が期待できることから、湯来南高等学校の今後の在り方に係る「対応方針」について、次のとおり定める。

- 湯来南高等学校については、地元中学校との連携等により、新入学生徒数が増加しており、引き続き、協議会や同窓会等の支援を受けながら、学校の更なる活性化や地元中学校や近隣中学校との緊密な連携を図ることなどにより、新入学生徒数や全校生徒数の確保が期待できる。
- 同校については、令和5年度に、全校生徒数が80人以上（令和5年5月1日時点）となることが望ましいが、新入学生徒数が40人の場合でも、全校生徒数は最大66人に止まる。他方、令和5年度の新入学生徒数が22人以上であれば、令和6年度に、新入学生徒数を一定数確保することで、全校生徒数が80人以上となる。
- こうした状況を踏まえ、協議会で示された取組に注力し、学校の活性化等に向けて取り組むことで、令和6年度の全校生徒数が80人以上（令和6年5月1日時点）となることを目指す。
ただし、令和5年度の全校生徒数が一定数に達しない場合には、新入学生徒数の状況等を踏まえ、令和6年度の生徒数の状況を待たず、今後の学校の在り方を検討する。

2 「対応方針(素案)」に対する協議会の主な意見(概要)

- 「対応方針(素案)」の内容は、次のチャレンジが認められたということで、次年度の新入学生徒数22人以上ということにプレッシャーを感じる部分もあるが、ありがたく受け止めている。湯来南高等学校に対する「想い」だけではなく、「数字」についても関係者間で共有しながら、まずは来年度22人をクリアできるよう、しっかりと取組を進めていきたい。
- 地域の子供たちのためにも地域の高校を守っていくという視点で、湯来南高等学校の魅力の再発見や新たな魅力づくりに向け、関係者が足並みを揃えて、できる限りの協力をしていく。

【参考】湯来南高等学校の状況

- 湯来地域の公立学校児童生徒数（令和3年5月1日現在）

中学校 卒業年月	令和4年 3月	令和5年 3月	令和6年 3月	令和7年 3月	令和8年 3月	令和9年 3月	令和10年 3月	令和11年 3月	令和12年 3月
令和4年度 の学年	高等学校 1年	中学校 3年	中学校 2年	中学校 1年	小学校 6年	小学校 5年	小学校 4年	小学校 3年	小学校 2年
児童生徒数 (増減)	30 (-)	23 (▲7)	23 (0)	25 (+2)	28 (+3)	29 (+1)	24 (▲5)	30 (+6)	27 (▲3)

- 令和4年度の全校生徒数及び令和5年度・6年度の全校生徒数の見通し

- ・ 令和4年度全校生徒数：51人（第1学年：18人，第2学年：8人，第3学年：25人）
- ・ 令和5年度に、新入学生徒数が40人となった場合でも、全校生徒数は最大66人に止まる。
- ・ 令和6年度に、全校生徒数が80人以上となるためには、令和5年度・6年度の2年間で、新入学生徒数を62人以上確保する必要がある。

■令和5年度・6年度の全校生徒数の見通し

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1学年	18人	α	β
2学年	8人	18人	α
3学年	25人	8人	18人
合計	51人	26人+ α	62人 以上必要

5 県立高等学校の配置及び規模の在り方 (2) 取組の方向性

～略～

- 1 学年 1 学級規模の全日制高等学校^(注 19)については、各学校が学校関係者、所在する市町及び市町教育委員会等で構成する「学校活性化地域協議会（仮称）」（以下、「協議会」という。）を設置し、その協議会において、教育活動や部活動等において他校に見られない取組の強化等による活性化策を検討します。

その検討結果を踏まえ、各学校において、3 年間^(注 20)、市町と連携しながら活性化策を実施し、全校生徒数^(注 21)が毎年度、収容定員^(注 22)の 2/3（80 人）以上となることを目指します。

以上の協議会の設置及び活性化策の検討・実施に係る 3 年間に経過した後、全校生徒数が 2 年連続して収容定員の 2/3（80 人）未満となった学校については、協議会の意見を聴いた上で、地理的条件を考慮し、次の①から③までのいずれかとします。

- ① 近隣の県立高等学校のキャンパス校^(注 23)
- ② 特定の中学校と緊密な連携による一体的な学校運営を行う「中中学園構想（仮称）」^(注 24)への移行
- ③ 統廃合（市町立学校としての存続を含む）

ただし、教育活動及び部活動において、充実した活動を行うために、地域の人々が指導者として協力したり、地域の施設・設備が活用できるなど、地域の支援体制が整っており、これらの支援を受けながら、全国トップレベルの特筆すべき実績をあげ、将来も同様の成果が見込まれる学校については、別途検討します。

～略～

【用語の解説】

(注 19) 1 学年 1 学級規模の全日制高等学校

平成 26 年度以降の募集定員が 1 学級の全日制高等学校とする。

(注 20) 3 年間

平成 26 年度の募集定員が 1 学級の学校については、協議会における活性化策の検討期間も含め、平成 28 年度末までの 3 年間とする。

平成 27 年度以降、募集定員が 1 学級となった学校については、募集定員が 1 学級となった年度から 3 年間とする。

(注 21) 全校生徒数

各年度 5 月 1 日現在の在籍生徒数とする。

(注 22) 収容定員

1 学年 1 学級規模の全日制高等学校については、1 学級の生徒数は 40 人（公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律第 6 条）で、1～3 学年の募集定員の計は 3 学級であることから、収容定員は 120 人となる。

(注 23) キャンパス校

近隣の県立高等学校に統合し、校地・校舎をそのまま使用しながら教育活動を行う、統合先高等学校の分教室として位置付けるものとする。

(注 24) 「中中学園構想（仮称）」

特定中学校から当該高等学校への高い進学率を前提とし、中学校と高等学校の教員が相互に兼務して、6 年間の一貫した教育課程を実施するものとする。